

# 組合員・利用者の皆様へ

組合員をはじめ地域住民・利用者の皆様におかれましては、日頃より当JAの事業運営に深いご理解と絶大なるご支援・ご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、当JAにおきましては、今年の機関紙「JAあいら7月号」においてご案内致しました通り、現在、集金

業務における防犯対策や不祥事の未然防止を図るため、皆様には大変ご不便をお掛け致しますが、令和3年3月末をもって集金業務を廃止させていただきます。

つきましては、再度下記の通りご案内申し上げますので何卒、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 1. 集金業務の廃止に伴う払込の変更について

信用事業及び共済事業にかかる集金業務の廃止に伴い、現在ご契約頂いております集金扱いの定期積金と共済掛金の払込方法につきましては、職員の集金の際に手続きについてのご案内をさせて頂き、随時変更手続きをお願いしております。

尚、窓口にご来店された際においても変更手続きは可能です。変更手続きには、契約証書とお届けの印鑑が必要となります。また、共済契約に関しましては、他の金融機関からの口座振替やクレジット払いも可能となっております。

## 2. 集金業務の廃止までの受取書及び領収書の発行について

受取書及び領収書は、お客様とJAとの現金等の授受の証として手元に残るものであり、お客様とのトラブル防止や不祥事の未然防止のために発行しておりますので、以下の点につきまして、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

※当JA職員が、現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際には、所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受領書」をお渡ししております。

## 3. 貯金の払戻し、新規及び解約や通帳記帳等の取次業務について

これまで、ご訪問して貯金の払戻し等を行ってございましたが、集金業務と同様に原則として廃止させていただきます。